別表一の一一㈠の表中「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「47の①」）」を「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「50の①」）」に、「連結欠損金等の当期控除額（別表七の二「２の計」又は「13」）／翌期へ繰り越す連結欠損金（別表七の二「３の合計」）」を「連結欠損金等の当期控除額（別表七の二「３の計」又は「16」）／翌期へ繰り越す連結欠損金（別表七の二「５の合計」）」に改め、同表の記載要領第四号中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に、「、第68条の14第５項」を「若しくは第68条の14第５項」に、「若しくは」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「又は」を「若しくは」に改める。

別表一の一一㈡の表中「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「47の①」）」を「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「50の①」）」に、「連結欠損金等の当期控除額（別表七の二「２の計」又は「13」）／翌期へ繰り越す連結欠損金（別表七の二「３の合計」）」を「連結欠損金等の当期控除額（別表七の二「３の計」又は「16」）／翌期へ繰り越す連結欠損金（別表七の二「５の合計」）」に改め、同表の記載要領第四号中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に、「、第68条の14第５項」を「若しくは第68条の14第５項」に、「若しくは」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「又は」を「若しくは」に改める。

別表一の記載要領第二号中「同族会社をいう。）又は」を「同族会社（平成22年４月１日以後に開始する事業年度にあつては、法第66条第６項第２号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）をいう。）若しくは」に、「同族会社をいう。）に」を「同族会社（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が同日以後に開始する連結事業年度にあつては、同号に掲げる法人に該当するものを除く。）をいう。）に」に改め、「場合」の次に「又は清算中である場合」を加える。